

見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱

第1 目的

この要綱は、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針（平成7年3月10日知事決裁）（以下「基本方針」という。）の3土地利用の基準（以下「土地利用の基準」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2 審査対象区域

- 1 土地利用の基準及びこの要綱が適用される区域は、別添の見沼田圃区域図のとおりとする。
- 2 見沼田圃区域図は、埼玉県企画財政部土地水政策課、さいたま市都市局みどり公園推進部見沼田圃政策推進課及び川口市都市計画部みどり課に備え付け閲覧できるようにしておくものとする。

第3 審査対象行為

次に定める土地利用は、あらかじめ知事又は市長の承認を受けるものとする。

- (1) 現にある用途を変更する目的で行う土地の区画形質の変更。ただし、(2)に定める場合を除き、田及び畠相互の変更を目的として行う土地の区画形質の変更の場合はこの限りでない。
- (2) 盛土（農地にあっては客土）等の土地の形の変更。
- (3) 建築物及び工作物の建築並びにこれらの用途変更。

第4 土地利用申出手続き

- 1 土地利用を行おうとする者は、土地利用の基準（3）の②に定める土地利用申出書及び別表に定める添付図書を知事又は市長に提出するものとする。ただし、農地の客土及び農地転用許可が不要な農業用施設等の土地利用にあっては、別表に定める添付図書の一部を省略することができる。
- 2 土地利用申出書は、様式1のとおりとする。
- 3 公共事業の場合であって、都市計画法に基づく都市計画施設としての都市計画決定等事業実施前に施設の計画決定が必要な土地利用については、別表に定める添付図書の一部を提出しないことができるものとする。ただし、提出しなかった図書については、工事の着手前に知事又は市長に提出し、協議するものとする。

4 土地利用のうち、次に定める工作物の設置をしようとする者は、土地利用申出書に代えて様式2の工作物設置届出書を知事又は市長に提出するものとする。ただし、建築物に付属する工作物を設置する場合にあっては、当該建築物を建築するための土地利用の申出を行う際に設置する工作物の内容を記載した図書を併せて提出するものとする。

- (1) 地上2メートル未満の工作物
- (2) 街路灯、電柱、電話柱、道路標識及びその他これらに類する工作物
- (3) 地下の工作物

第5 仮設の工事現場事務所

- 1 土地利用の基準の(1)に定める土地利用を行うための工事（以下「土地利用に関する工事」という。）を施工するときに必要となる休憩所、トイレ、現場事務所等（以下「工事現場事務所」という。）は、当該土地利用区域内に設置するものとする。ただし、合理的理由があると認められる場合には、当該土地利用区域外に設置することができるものとする。
- 2 工事現場事務所には、宿泊所は含まないものとする。
- 3 工事現場事務所が必要となる場合には、土地利用申出書を提出するときに、施設を設置する場所、設置する期間及びその設計図書を併せて提出するものとする。

第6 承認又は不承認の通知

知事又は市長は、土地利用の申出があったときは、土地利用の基準及びこの要綱に定める手続きを経て、遅滞なく、様式3又は様式4により、それぞれ承認又は不承認の旨を通知するものとする。

第7 変更の申出

- 1 第6に定める知事又は市長の承認を受けた者が、当該土地利用に関する工事を完了する前に、承認を受けた事項の変更をしようとする場合は、様式5の土地利用変更申出書及び別表に定める添付図書を提出し、知事又は市長の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更と認められる場合は、様式6の土地利用変更届出書に変更に係る図書を添付し、知事又は市長に届け出るものとする。
- 2 土地利用変更申出者への通知は、第6の定めを準用する。この場合において、第6の定めのうち「様式3又は様式4」とあるのは「様式

7 又は様式 8」と読み替えるものとする。

第 8 工事の着手及び完了の届出

第 6 に定める知事又は市長の承認を受けた者が、土地利用に関する工事に着手したとき又は完了したときは、速やかにそれぞれ様式 9 及び様式 10 によりその旨を知事又は市長に届け出るものとする。

第 9 土地利用の取りやめ

第 6 に定める知事又は市長の承認を受けた者が、当該土地利用を取りやめたときは、速やかに様式 11 の土地利用取りやめ届出書を知事又は市長に提出するものとする。

第 10 承認の効力等

第 6 に定める知事又は市長の承認の通知の日から 1 年を経過した日において、工事に着手していないときは、当該承認の効力はなくなるものとする。ただし、工事に着手していないことに正当な理由があると認められる場合はこの限りでない。

第 11 承認の付帯意見

- 1 この要綱に定める知事又は市長の承認には、基本方針に沿った適切な土地利用を推進するため、必要な付帯意見を付すことができるものとする。
- 2 1 に定める付帯意見が協議又は報告を要する場合にあっては、当該承認を受けた者は、遅滞なく協議又は報告を行うものとする。

第 12 農業用施設

土地利用の基準（1）の①に定める農業用施設とは、農業振興地域の整備に関する法律第 3 条第 4 号に該当するものとする。

第 13 公共性の高い広場

土地利用の基準（1）の③のアに定める公共性の高い広場とは、原則として地上に建築物及び工作物が設置されていない土地で、不特定多数の者が出入りすることのできるものとする。

第 14 公共性の高い運動場

- 1 土地利用の基準（1）の③のアに定める公共性の高い運動場とは、国、県、市及び学校教育法による学校（専修学校及び各種学校を除く。）

が設置するもののほか、財団法人、社団法人等各種団体（営利を目的とした団体を含む。）の構成員及び従業員の福利厚生のための施設であって、時間又は場所等を定めて当該施設を広く一般の利用に供するものを含むものとする。

2 運動場には、屋内運動場は含まないものとする。

第15 既存の建築物等

- 1 土地利用の基準（1）の③のウに定める適法に建築された建築物又は工作物とは、基本方針が施行される前に既に適法に建築されているもの（以下「既存の建築物等」という。）とする。
- 2 既存の建築物等の増改築とは、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 増築又は改築後の用途が従前のものと同一であること。
 - (2) 増築又は改築後の建築面積が、従前の1.5倍以内であること。
 - (3) 既存の建築物等の除却後、1年以内に土地利用申出書を提出したことであること。
- 3 基本方針の施行日前1年の間に見沼田圃農地転用方針（昭和40年3月5日県政審議会決定（以下「見沼三原則」という。））に基づき支障がない旨の通知を受けて基本方針の施行日以後に建築された建築物又は工作物については、既存の建築物等とみなす。ただし、正当な理由がなく施行日から1年以内に工事に着手していないものはこの限りでない。

第16 市街化調整区域に関する都市計画決定の日以前からの宅地性を証することができる土地

- 1 土地利用の基準（1）の③のエに定める市街化調整区域に関する都市計画決定の日以前からの宅地性を証することができる土地における建築物は、基本方針の趣旨に照らして著しく支障がないものとする。
- 2 土地利用の基準（1）の③のエに定める増改築とは、第15の2の定めにより増改築した建築物を除き、基本方針が施行された後に建築された建築物の増改築とする。
- 3 ただし、さいたま市内の土地にあっては、「市街化調整区域に関する都市計画決定の日以前からの宅地性を証することができる土地」を「長期にわたり建築物の敷地として利用されている土地」と読み替えるものとする。

第17 治水機能を阻害せず、また洪水被害を受けるおそれの少ない場所に建築する分家住宅

- 1 土地利用の基準（1）の③の才に定める洪水被害を受けるおそれの少ない場所とは、見沼三原則の施行時すでに集落（おおむね50以上の住戸が連たんしている集落）を形成していた地区内であって、昭和33年の狩野川台風以来洪水被害を受けた実績のない場所とする。
- 2 1の洪水被害を受けた実績のない場所とは、昭和33年の狩野川台風又は昭和57年の台風18号における浸水が25センチメートル未満であった土地とする。
- 3 洪水被害を受けた実績のない場所であることを証するためには、河川管理者の確認が必要であるものとする。
- 4 2以外の土地であっても、申出をしようとする者が河川管理者から浸水実績の説明を受け、その旨を了解した場合に限り、2と同じ取扱いとする。なお、申出をしようとする者は浸水実績の説明を受け了解した旨を文書にし、見沼田圃土地利用申出書に添付すること。
- 5 ただし、見沼三原則の施行以降の住宅団地の造成等により、1とほぼ同じ状況と認められる土地については、1に準じた取扱いとする。
- 6 なお、さいたま市内の土地にあっては、「分家住宅」を「市街化調整区域の土地を長期所有する者の自己用住宅」と読み替えるものとする。

第18 公共施設等の取扱い

国又は地方公共団体が設置する公共施設及び立地限定性が高い公益施設、農地転用許可を必要とする見沼地域の農業経営に必要な個人が設置する農業用施設並びに農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域外における別記の土地利用については、土地利用の基準の（1）の④の対象として取り扱うものとする。

第19 客土の基準

- 1 土地利用の基準（2）の①に定める田又は畠の客土については、原則として、現況地盤面から30センチメートルまでとする。ただし、見沼田圃内の用土を用いる場合にあっては、周囲の道路面より30センチメートルを超えない範囲で客土することができるものとする。
- 2 1に定める客土に関して申出者は、当該申出に係る土地の作付計画書を提出するものとする。
- 3 現況地盤面は、見沼三原則施行時の平均地盤面とする。
- 4 客土の高さは、客土の平均の高さとする。

第20 緑化基準

土地利用の基準（2）の②のアに定める緑化基準は、次のとおりとする。なお、緑地とは、高木、低木及び草花の植生地（以下「既存緑地」という。）並びにこれらを植栽した土地をいい、高木とは、成木時の樹高3.5メートル以上の樹木、低木とは、高木以外の樹木をいう。

（1）既存緑地については、できるだけ現状のまま保全するものとする。

（2）植栽の配置は、次のとおり行うものとする。

ア 出入口を除き、敷地の内周に3～5メートル幅の樹林帯（以下「内周樹林帯」という。）を設ける。なお、周辺の農地に影響を与えないよう工夫すること。

イ 敷地内の通路には、街路樹等を植樹する。

ウ 植栽地には、原則として10平方メートル当たり1本以上の高木を植樹する。

エ 敷地面積が3,000平方メートル未満の土地利用については、内周樹林帯を設けないこと若しくはその幅員を減少することができる。

（3）敷地面積に対する緑地の面積の割合（以下「緑地率」という。）は、次のとおりとする。

ア 主として建築物を建築する目的の土地利用にあっては、敷地面積の100分の30以上を緑地（既存緑地を含む。）とする。

イ 主として建築物を建築する目的以外の土地利用にあっては、敷地面積の100分の50以上を緑地（既存緑地を含む。）とする。

ウ 敷地面積が3,000平方メートル未満の土地利用については、緑地率を減少することができる。

エ 土地利用の基準（1）の③のウに定める適法に建築された建築物の増改築の場合にあっては、アの定めにかかわらず、増改築前の緑地率以上の緑地を確保することとする。

（4）（2）及び（3）の定めにより設置する植栽地には、できるだけ見沼地域の在来種を植樹するよう努めるものとする。

（5）公共事業の場合であって、道路緑化技術基準、河岸等の植栽基準などこの要綱が施行される際に既に定められている基準がある場合は、（1）から（3）までの定めにかかわらず、その基準によるものとする。

第21 建築物等の面積、高さ等の基準

1 土地利用の基準（2）の②のアに定める建築物の面積は、次のとおりとする。ただし、土地利用の基準（1）の③のウに定める適法に建築された建築物の増改築及びオに定める分家住宅には、適用しない。

(1) 主として建築物を建築する目的の土地利用における建築物の面積は、敷地面積の100分の12以下とする。ただし、次式に基づいて算出される建築面積の割増し率を100分の18を限度として加えることができる。

$$\text{建築面積の割増し率} = (\text{緑地率} - 100\text{分の}30) \times 0.6$$

(2) (1) の定めにかかわらず、敷地面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合にあっては、300平方メートルに、次式に基づいて算出される割増し建築面積を600平方メートルを限度として加えることができる。

なお、敷地面積が500平方メートル未満の場合にあっては、都市計画法及び建築基準法に基づいて取り扱うものとする。

$$\text{割増し建築面積} = \text{敷地面積} \times \text{緑地率} \times 0.6$$

(3) 主として建築物を建築する目的以外の土地利用における建築物の面積は、必要最小限と認められる面積又は敷地面積の100分の2以下のどちらか小さい面積とする。

2 建築物の高さ(最高高をいう。)は、地上10メートル以下とする。ただし、第15の1に定める建築物が既に地上10メートルを超えている場合にあっては当該建築物の高さを限度として10メートルを超えることができる。

3 建築物の配置は、次のとおりとする。

(1) 出入口外側から建築物が見通せないよう建築物の位置を工夫すること。ただし、高木を植樹等することにより、建築物を目立たないようにする場合はこの限りでない。

(2) 敷地面積が3,000平方メートル以上の場合は、建築物の壁面は道路に接している境界線から5メートル、それ以外の境界線から3メートル以上離れていること。

4 工作物の面積及び高さは必要最低限とする。

第22 盛土の基準

1 盛土(農地の客土を除く)を行う場合は、できるだけ雨水の流出を抑制するよう設計するものとする。

2 1に定める盛土の高さは、現況地盤面から30センチメートルの高さまでとする。ただし、第23に定める調整池の設置等の基準に基づいて総合治水対策上支障がない場合はこの限りでない。

3 土地利用の基準の(1)の①の農地としての土地利用及び(2)の⑤において(1)の①に準じて取り扱うことが適当と認められる土地利用にあっては、2の定めにかかわらず、第19の定めを準用する。

- 4 現況地盤面は、見沼三原則施行時の平均地盤面とする。
- 5 盛土の高さは、盛土の平均の高さとする。

第23 調整池の設置等の基準

土地利用の基準（2）の②のイに定める調整池の設置等について、土地利用を行おうとする者は、次の区分により、雨水流出抑制対策を実施するものとする。

ア 第3の（1）に定める土地利用及び第3の（2）に定める土地利用（農地の客土を除く）のうち、当該土地利用の区域が500平方メートル以上の土地利用にあっては、次表に掲げる容量の雨水貯留浸透施設を設置する。なお、当該土地利用の区域が500平方メートル未満の土地利用にあっては、各戸貯留浸透施設の設置に努める。

表 雨水貯留浸透施設の設置基準

土地利用区域の面積	設置基準
1ヘクタール以上	1ヘクタール当たり950立方メートルの容量に、遊水機能を保持している区域にあっては、当該土地利用により湛水を阻害する容量を、加えた容量
500平方メートル以上 1ヘクタール未満	1ヘクタール当たり500立方メートルの容量

イ 第3の（3）に定める土地利用にあっては、従前の例による。

第24 技術的基準の特例

土地利用の基準の（1）の④に定める土地利用については、見沼田圃土地利用連絡会議の議を経、かつ、見沼田圃土地利用審査会の意見を聞いた上で、第20及び第21に定める基準によらないことができるものとする。

第25 優れた景観の保持・形成

- 1 土地利用の基準（2）の③に定める優れた景観の保持・形成を図るため、さいたま市景観計画又は川口市景観計画に基づき行うものとする。
- 2 土地利用申出者は、土地利用申出書に添付する図書に1の定めに基づいて配慮した事項を具体的に記載するものとする。

第26 自然環境の保全・創造

土地利用の基準の(2)の④は、第3の(3)に定める場合を除き、次のように取り扱うものとする。

(1) 別に定める規模は、1ヘクタールとする。

(2) 土地利用に当たっては、野生鳥獣や日影等による農作物への被害ができるだけ生じないよう留意して植栽等を行うものとする。

なお、農作物被害が生じた場合は、「埼玉県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」により、許可を受けた者が有害鳥獣の捕獲を実施するものとする。

(3) 公共事業として行う土地利用にあっては、自然環境の保全・創造のため「ビオトープ創造に向けての基本的取組み方針」(平成4年11月16日知事決裁)の「Ⅲビオトープ創造事業の推進」に基づいて土地利用を行うものとし、次の事項に配慮するものとする。

ア 過去に行われた見沼地域の自然環境あるいは野生生物に関する調査により、当該土地利用の区域に保護対象動植物が確認されている場合は、これら動植物の生息・生育が維持されるよう必要な措置を講じること。

なお、必要に応じて実地調査を行うものとする。

イ 保護対象動植物は、原則として、平成5年に県が実施した「見沼地域野生生物現況調査」により確認されている希少動植物とする。

ウ 土地利用の規模が1ヘクタール未満である場合であっても、保護対象動植物の生息・生育を阻害しないこと。

(4) 公共事業として行う土地利用以外の土地利用にあっては、自然環境の保全・創造のため、次の事項に配慮するものとする。

ア 保護対象動植物の生息・生育を阻害しないこと。

イ 土を覆う工作物はできるだけ抑えること。

ウ 建築物や工作物と緑地との配置を工夫することにより、緑地の持つ自然環境保全・創造機能を生かせるように設計すること。

エ 調整池は、自然環境保全・創造機能を併せ持つよう設計すること。

オ 建築敷地の周囲等に設置する垣、柵は、自然素材等を使用すること。

カ 植栽地には、見沼地域の在来種を植樹すること。

キ 工事の施工に当たっては、自然環境への負荷をできるだけ抑える工法を採用するとともに、工事から発生する土砂その他の廃棄物は適正な処分を行うこと。

ク 施工後は、当初施工した状態が保たれるよう適正な管理を行う

こと。

(5) 土地利用申出者は、土地利用申出書に添付する図書に(2)から(4)までの定めに基づいて留意した事項及び配慮した事項を具体的に記載するものとする。

第27 その他

この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別記

共生型土地利用基準

本要綱第 18 に定める、土地利用の基準（1）④の対象として取り扱う、農業振興地域外における土地利用（以下「共生型土地利用」という。）は下記のとおりとし、個別審査案件として見沼田圃土地利用審査会に付議できるものとする。

記

1 共生型土地利用

農業振興地域外の、治水機能、農地利用及び景観保持の観点から保全の必要に乏しい狭いな土地において、治水、景観等に一定の配慮の上、見沼田圃地域の持続的な保全・活用・創造の妨げとならない一定の土地利用を行うこと。

2 対象の土地

見沼田圃区域内の農業振興地域外において、次のいずれかの幹線道路の沿道区域のうち、主として宅地の利用に供されている区域内の土地であって、治水機能、農地利用及び景観保持の観点から保全の必要に乏しい狭いな土地。

当該土地に隣接し農地として利用されている土地がある場合にあっては、当該土地において隣接する農地の利用を妨げないと認められるものに限る。

- (1) 県道さいたま春日部線
- (2) 県道新方須賀さいたま線

3 対象となる土地利用

- (1) 見沼田圃区域内及びその周辺の地域に居住している者の日常生活のために必要な各種日用品・飲食料品小売店（コンビニエンスストア含む。）、医薬品店、理容・美容店、飲食店、洗濯業（クリーニング取次店含む。）、農機具販売修理業、自動車修理業
- (2) 休憩所（コンビニエンスストア、ドライブイン）

4 共生型土地利用の技術的基準及び配慮すべき事項

土地利用の基準の(2)「土地利用の技術的基準及び配慮すべき事項」及び本要綱第24に基づき次に定めるものとする。

(1) 緑化基準

本要綱第20(3)ウに該当する土地利用であっても、緑地率その他の緑地の確保に努めるものとする。

(2) 調整池の設置等の基準

埼玉県、さいたま市及び川口市の総合治水対策上支障がないこと。なお、本要綱第23アのなお書きに該当する土地利用であっても、各戸貯留浸透施設の設置又は総合治水対策上支障のない設備を整備するものとする。

(3) 自然環境の保全・創造

本要綱第26(1)で定める規模に満たない土地利用であっても、同(2)から(4)までの定めによる、又はこれらの定めと同等の対策を講じるものとする。

(4) (1)から(3)に定めるものの外、治水機能、農業振興及び景観保持等の観点から見沼田圃地域の持続的な保全・活用・創造に資する対応に配慮する。

5 その他

次のいずれにも該当すること。

- (1) さいたま市の「市街化調整区域に係る開発行為の立地に関する基準」(さいたま市都市局都市計画部開発調整課制定、平成15年8月1日施行)の法第34条第1号審査基準、法第34条第9号審査基準に適合するものであること。
- (2) 上記(1)以外の他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられる見込みがあること。

別表（第4関係）

番号	添付図書の名称	縮 尺	明示すべき事項等
1	土地利用計画書		(1) 申出に至った経緯 (2) 計画概要 (3) 地目別面積 (4) 優れた景観の保持・形成に関して配慮した事項 (5) 農業との調和について留意した事項 (6) 自然環境の保全・創造について配慮した事項 (7) 排水放流先の管理者等の関係機関との調整結果等
2	委任状		申出の手続きを代理者が行う場合に添付すること
3	土地所有者の同意書		申出書と土地所有者が異なる場合に添付すること
4	隣接土地所有者の同意書		盛土（客土を含む。）を行う場合は隣接地権者の同意書を添付すること
5	土地登記簿謄本		申出時以前3か月以内のもの
6	申出地現況写真		2方向（東西、南北など）以上とすること
7	土地利用区域位置図	50,000分の1以上	土地利用区域（朱書）、方位
8	土地利用区域図	2,500分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 周辺100m程度に存する道路、河川、水路その他の公共施設 (3) 接続する排水施設の位置・名称
9	公図の写し	600分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 土地利用区域の地番、地目 (3) 隣地の地番
10	求積図	500分の1以上	実測図による三斜法又は座標計算
11	現況図	500分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 標高差2mの等高線 (3) 建築物その他の工作物 (4) 平坦地の場合は20m方眼線の交点の地盤高

番号	添付図書の名称	縮 尺	明示すべき事項等
12	土地利用計画平面図	500分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 敷地内通路（茶）、排水施設（青）、既存緑地（緑）、植栽緑地（黄緑）、公共施設である道路（灰）等 (3) (2)の構成比を示した表 (4) 予定建築物その他の工作物及び駐車場等の配置及び用途 (5) 門、塀、柵、よう壁等の外構
13	造成計画平面図	500分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 切土（黄）、盛土（茶）等を明記 (3) 土地利用区域内及び隣接地との高低差
14	造成計画断面図	500分の1以上	(1) 土地利用区域内及び隣接地との高低差 (2) 切土（黄）、盛土（茶）等を明記 (3) 断面は2方向以上とする
15	排水計画平面図	500分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 排水施設（青）の位置、種別、流れ方向及び放流先等 (3) 調整池の平面図
16	排水施設構造図	500分の1以上	(1) 調整池の断面図 (2) 雨水枠の構造図 (3) オリフィスの構造図 (4) その他、必要な図面
17	緑地計画の平面図・立面図	500分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 隣接地の日影等の状況 (3) 既存緑地・植栽緑地の位置及び種類等 (4) 周辺土地利用現況との関係
18	計算書		(1) 調整池容量計算書 (2) 許容放流量計算書 (3) オリフィス径計算書 (4) 盛土量計算書 (5) 緑地率の計算 (6) その他、必要な計算書
19	予定建築物の平面図・立面図（4面）	100分の1以上	(1) 建築面積、延床面積 (2) 高さ (3) 建築物の色彩、仕上げ材料 (4) 周辺土地利用現況との関係

番号	添付図書の名称	縮 尺	明示すべき事項等
20	予定工作物の平面図 ・断面図	500分の1以上	(1) 規模 (2) 工作物の色彩、仕上げ材料 (3) 周辺土地利用現況との関係
21	搬入・搬出土の運搬 経路図	50,000分の1以上	盛土・切土等を行う場合は土の搬入・搬出 経路及び搬入元・搬出先を明記すること
22	その他の図書		現況写真、農地改良の場合は土質、土量等を 明記した事業計画書

様式 1

見沼田圃土地利用申出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所
申出者 氏名
電話

見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱第4の1の規定により、下記のとおり申出いたします。

記

1 土地利用区域に含まれる地域の名称				
2 土地利用区域の地目				
3 土地利用区域の面積	(実測) m ²	(登記簿) m ²		
4 土地利用の目的				
5 工事予定期間 (予定建築物等)	年 月 日着手 (年 月 日着手)	年 月 日完了 (年 月 日完了)		
6 盛(客)土の有無	有 (cm) • 無			
7 予定建築物等の概要	用 途		構造等	造 階建
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
8 緑地の概要	延床面積	m ²	高 さ	m
	緑地面積	m ²	緑地率	%
9 調整池の概要 (雨水流出抑制対策)	面 積	m ²	雨水浸透枠	か所
	容 量	m ³	(必要容量	m ³)
10 申出代理者 住 所 ・ 氏 名	電話 担当者			
11 工事施工者 住 所 ・ 氏 名	電話 担当者			

※ 土地利用区域に含まれる地域の名称欄には、区域内のすべての地番を記入すること。

様式 2

見沼田圃工作物設置届出書

年 月 日

(あて先)

知事又は市長

住所
申出者 氏名
電話

見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱第4の4の規定により、下記のとおり届出いたします。

記

1 設置区域に含まれる 地 域 の 名 称			
2 設置区域の地目			
3 設置区域の面積	(実測) m ²	(登記簿) m ²	
4 設 置 の 目 的			
5 工事予定期間	年 月 日着手	年 月 日完了	
6 盛(客)土の有無	有 (cm) • 無		
7 予定工作物の概要	構造等	高さ	m
	面 積	m ²	
8 届出代理者 住 所 ・ 氏 名	電話 担当者		
9 工事施工者 住 所 ・ 氏 名	電話 担当者		

※ 設置区域に含まれる地域の名称欄には、区域内のすべての地番を記入すること。

様式 3

見沼田圃土地利用承認通知書

番 号
年 月 日

様

知事又は市長

年 月 日付けて申出のあった土地利用については、
(見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱第 11 の 1 の規定により下記
の付帯意見を付して、) 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針の 3 土地
利用の基準に基づき承認します。

記

(付帯意見 :)

(様式3裏面)

申出の概要				
1 申出者	住 所			
	氏 名			
2 土地利用区域に含まれる地域の名称				
3 土地利用区域の地目				
4 土地利用区域の面積	(実測) m ²	(登記簿) m ²		
5 土地利用の目的				
6 工事予定期間 (予定建築物等)	年 月 日着手	年 月 日完了		
	(年 月 日着手)	(年 月 日完了)		
7 盛(客)土の有無	有 (cm) • 無			
8 予定建築物等の概要	用 途		構 造 等	造 階 建
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	延床面積	m ²	高 さ	m
9 緑地の概要	緑地面積	m ²	緑地率	%
10 調整池の概要 (雨水流出抑制対策)	面 積	m ²	雨水浸透枠	か所
	容 量	m ³	(必要容量 m ³)	
11 申出代理者 住 所 ・ 氏 名	電話 担当者			
12 工事施工者 住 所 ・ 氏 名	電話 担当者			

様式 4

見沼田圃土地利用不承認通知書

番 号
年 月 日

様

知事又は市長

年 月 日付けで申出のあった土地利用については、下記の理由により承認しません。

記

理由 :

様式 5

見沼田圃土地利用変更申出書

年　月　日

(あて先)

知事又は市長

住所
申出者 氏名
電話

見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱第7の1の規定により、承認を受けた事項の変更について、下記のとおり申出いたします。

記

変更の概要				
1 土地利用区域に含まれる地域の名称				
2 土地利用区域の地目				
3 土地利用区域の面積	(実測) m ²	(登記簿) m ²		
4 土地利用の目的				
5 工事予定期間 (予定建築物等)	年 月 日着手 (年 月 日着手)		年 月 日完了 (年 月 日完了)	
6 盛(客)土の有無	有 (cm) • 無			
7 予定建築物等の概要	用途		構造等	造 階建
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
8 緑地の概要	延床面積	m ²	高さ	m
	緑地面積	m ²	緑地率	%
9 調整池の概要 (雨水流出抑制対策)	面積	m ²	雨水浸透耕	か所
	容量	m ³	(必要容量	m ³)
10 承認年月日及び番号	年 月 日	番	号	
11 変更の理由				
11 変更の理由				
11 変更の理由				

※ 変更の概要欄には、変更に係る事項について変更後の内容を記入すること。

様式 6

見沼田圃土地利用変更届出書

年　　月　　日

(あて先)

知事又は市長

住所
申出者 氏名
電話

見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱第7の1の規定により、承認を受けた事項の変更について、下記のとおり届出いたします。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 土地利用承認年月日及び承認番号

(1) 土地利用承認年月日 年　　月　　日

(2) 承認番号 番　　号

様式 7

見沼田圃土地利用変更承認通知書

番 号
年 月 日

様

知事又は市長

年 月 日付で変更申出のあった土地利用については、（見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱第11の1の規定により下記の付帯意見を付して、）見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針の3土地利用の基準に基づき承認します。

記

（付帯意見：）

(様式7裏面)

変更申出の概要				
1 申出者	住 所			
	氏 名			
2 土地利用区域に含まれる地域の名称				
3 土地利用区域の地目				
4 土地利用区域の面積	(実測) m ²	(登記簿) m ²		
5 土地利用の目的				
6 工事予定期間 (予定建築物等)	年 月 日着手	年 月 日完了		
	(年 月 日着手)	(年 月 日完了)		
7 盛(客)土の有無	有 (cm) • 無			
8 予定建築物等の概要	用 途		構 造 等	造 階 建
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	延床面積	m ²	高 さ	m
9 緑 地 の 概 要	緑地面積	m ²	緑地率	%
10 調 整 池 の 概 要 (雨水流出抑制対策)	面 積	m ²	雨水浸透枠	か所
	容 量	m ³	(必要容量	m ³)

様式 8

見沼田圃土地利用変更不承認通知書

番 号
年 月 日

様

知事又は市長

年 月 日付けで変更申出のあった土地利用について
は、下記の理由により承認しません。

記

理由 :

様式 9

見沼田圃土地利用工事着手届出書

年　　月　　日

(あて先)

知事又は市長

住所
申出者　氏名
電話

見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱第8の規定により、土地利用に関する工事に下記のとおり着手しましたので、届出いたします。

記

1 土地利用承認年月日及び承認番号

(1) 土地利用承認年月日 年　　月　　日
(2) 承　認　番　号　　番　　号

2 土地利用区域に含まれる地域の名称

3 工事着手年月日

年　　月　　日

4 工事完了予定年月日

年　　月　　日

5 工事施工者

住所

氏名

電話番号

6 現場管理者

住所

氏名

電話番号

見沼田圃土地利用工事完了届出書

年　　月　　日

(あて先)

知事又は市長

住所
申出者 氏名
電話

見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱第8の規定により、土地利用に関する工事が下記のとおり完了しましたので、届出いたします。

記

1 土地利用承認年月日及び承認番号

(1) 土地利用承認年月日 年　　月　　日

(2) 承　認　番　号　番　号

2 土地利用区域に含まれる地域の名称

3 工事着手年月日

年　　月　　日

4 工事完了年月日

年　　月　　日

5 工事施工者

住所

氏名

電話番号

6 添付図書

(1) 完成図面

(2) 完成写真（完成図面に写真撮影位置を記入）

見沼田圃土地利用取りやめ届出書

年　　月　　日

(あて先)

知事又は市長

住所
申出者　氏名
電話

見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱第9の規定により、
年　　月　　日付け番　　号をもって承認を受けた土地利用を
取りやめたので、下記のとおり届出いたします。

記

1 土地利用承認年月日及び承認番号

(1) 土地利用承認年月日　　年　　月　　日
(2) 承　認　番　号　　番　　号

2 土地利用区域に含まれる地域の名称

3 土地利用取りやめ年月日

年　　月　　日